

農業者や付近の住民が困ります

## 草刈り後の草やごみは水路に捨てないで

草刈り後の草やごみが水路に捨てられることで、水路が詰まり、民家や田畑・道路に被害が出たり、水が流れないことで水路を利用できなくなったりしています。

水路の詰まりやそれによる水があふれは、水路を利用する農業者や付近の住民に大変迷惑をかけています。水路へ草刈り後の草やごみを捨てないでください。



登録しておく安心です

## 身元確認支援システムへの登録

万が一のときの本人の身元特定による早期発見・保護に役立てるため、事前登録を行っています。顔写真や身体的特徴のほか、**静脈情報を登録**でき、自分で名前・住所を言えない場合も安心です。

▼登録に必要なもの

□登録用紙(個人票・同意書)

□顔写真(全身写真(L版で2枚ずつ用意してください))

▼登録できる場所

●高齢福祉室(④番窓口)

●地域包括支援センター

※静脈情報登録は訪問対応可。

▼問い合わせ先

健康福祉課 高齢福祉室

☎26・2247(直通)

地域包括支援センター

☎54・4323



新成人の門出を祝う

## 令和2年成人式のご案内

新成人となる人の門出を祝して、成人式を開催します。ぜひご参加ください。

▼期日

令和2年1月12日(日)

▼時間 午前10時～

(午前9時30分受け付け開始)

▼場所 文化センターホール

▼対象 平成11年4月2日～

平成12年4月1日生まれで、

町に住民登録がある人、または吉岡中学校を卒業した人。



▼問い合わせ先

産業建設課 用地管理室

☎26・2279(直通)

※対象者には11月下旬に案内はがきを送付します。

▼問い合わせ先

教育委員会事務局 生涯学習室

☎54・1054(直通)

## 吉岡町振興公社「取締役候補者」募集

募 集	株式会社 吉岡町振興公社取締役候補者1名 (リポートピア吉岡社長、道の駅よしおか温泉駅長)
仕 事 内 容	温泉施設などの管理運営(日帰り温泉、河川敷公園、道の駅)
営 業 時 間	温泉施設 10:00～21:00 河川敷公園 8:30～17:00 道の駅 24時間
資 格	高卒以上、要普通自動車運転免許 経営ノウハウおよび経営スキルを持っている人 (職務経験15年以上) 要保証人 (保証人の要件は、現在、吉岡町に20年以上居住している人)
採 用 予 定 日	令和元年9月1日(株主総会などの議決後に採用決定)
報 酬	月30万円
賞 与	会社の規定による
待 遇	各種社会保険加入
申 込 方 法	7月26日(金)までに町ホームページに掲載の履歴書(写真添付)および小論文を財政室に本人が持参してください。祝日を除く月曜日から金曜日の8:30～17:15に受け付けます。なお、提出された履歴書および小論文は返却しません。
一 次 試 験	履歴書および小論文による書類審査で可否を決定し、8月初旬に通知します。
二 次 試 験	8月初～中旬に面接などによる試験を行います。詳細は、一次試験合格者に通知します。
募 集 主 体 及 び 勤 務 先	株式会社 吉岡町振興公社(リポートピア吉岡内)
問 い 合 せ 先	財務課 財政室 ☎26-2236(直通)

## 今月の納税

固定資産税…2期  
国民健康保険税  
介護保険料  
後期高齢者医療保険料

…1期

納期限 **7月31日**※

コンビニエンスストアでも納付できます。  
また、便利で確実な口座振替も  
ご利用ください。

## 町内の事業所でご利用ください プレミアム付商品券の販売

10月の消費税・地方消費税  
率の10%への引き上げが、所  
得の少ない人や子育て世帯の  
消費に与える影響を緩和する  
ために、プレミアム付商品券  
の販売を行います。

### ▼購入対象者・購入限度額

①または②に該当する人が  
購入できます。なお、①と②の  
両方に該当する人は、両方の  
条件で購入できます。

### ①平成31年度の町民税が非課税の人

購入希望者は申請が必要で  
す。対象と思われる人には、8  
月上旬ごろにお知らせと申請  
書を発送します。

※課税されている人に扶養さ  
れている人、生活保護を受給し  
ている人などは対象外です。

### 購入限度額

1人につき2万  
5千円(販売額2万円)

### ②3歳未満の児童(平成28年4月2日〜令和元年9月30日に生まれた児童)がいる世帯の世帯主

※本年6月1日時点などで、  
住民票がある市区町村から購  
入引換券が交付されます。



まちの鳥

### 購入限度額

対象児童1人に  
つき2万5千円(販売額2万円)

### ▼使用可能期間

10月1日〜令和2年3月31日

### ▼商品券使用可能事業者

町内の事業所(予定)

### ▼問い合わせ先

商品券について

産業建設課 産業振興室

☎26・2280(直通)

### 町民税の課税状況について

財務課 税務室

☎26・2237(直通)

## 無料税務相談

7/18(木)  
13:30~16:00

役場第1会議室  
(2階)



問い合わせ先 財務課 税務室 ☎26-2237(直通)

7月から申請できます

## 国民年金保険料の免除・納付猶予申請



まちの木

保険料が納め忘れの状態  
で、万一、障害や死亡といった  
不慮の事態が発生すると、障  
害基礎年金や遺族基礎年金が  
受けられなくなる場合があります。  
まず、保険料の納付が困難な  
場合は、**保険料免除制度や納  
付猶予制度**が利用できます。  
役場の保険室窓口(④番窓口)  
で手続きをしてください。

失業などで保険料の納付が  
経済的に困難になり、申請を  
忘れていて未納期間がある人  
は、**ご相談**ください。  
※2年1カ月前の月分までさ  
かのぼって免除の申請ができ  
ます。

国民年金保険料は  
納期限までに納めましょう

令和元年度の保険料は、月  
額**16,410円**です。

### ▼保険料の納付方法

●金融機関・郵便局・コンビニ  
で納付

●クレジットカードで納付

●インターネットなどで納付

●口座振替

日本年金機構では、保険料  
の未納者に対して、早期に納  
付するよう案内を行っていま  
す。未納のまま放置すると、督  
促状が送付され、指定の期限  
までに納付が無い場合は、延  
滞金を課されるだけではなく、  
納付義務者(被保険者本  
人、連帯して納付する義務を  
負う配偶者および世帯主)の  
財産を差し押さえることがあ  
ります。早めの納付をお願い  
します。

### ▼相談・問い合わせ先

浪川年金事務所 国民年金課

☎22・1607

健康福祉課 保険室

☎26・2249(直通)

例年より  
ひと月  
はやいです!

保育所認定こども園(保育利用の2号・3号)

令和2年度中の新規入所申し込みは9月

令和2年度から新規入所を希望する人

9月2・3・4日に申し込みを受け付けます。令和2年度中の入所を希望する人は、必ず期間内にお申し込みください。出生前でも申し込みができます。なお、現在町外に住んでいて、これから町に転入する予定の人はご相談ください。

 **令和2年4月1日以降の各月1日に入所を希望する人も対象です。**

**育休明けで7月1日から入園させたい!**  **という場合**

**必ず期間内に申し込みをしてください**

期 日	9月2日(月)	9月3日(火)	9月4日(水)
対 象	小倉・上野田・下野田・北下・南下・陣場地区に住む人	大久保・漆原地区に住む人	9月2・3日に都合がつかない人
受付時間	9:30 ~ 11:30、13:30 ~ 16:30		
場 所	役場 大会議室 ※各保育所・認定こども園では受け付けできません。		
必要なもの	<input type="checkbox"/> 支給認定申請書兼保育関係施設利用申込書 <input type="checkbox"/> 父母の就労証明書 ※農業や家族の経営する事業に携わっている場合は、家族以外の方が証明する就労証明などが必要になることがあります。 ※その他、就労中であることや収入について確認できる書類(直近の給与支払明細書、採用決定通知書など)の提出を求めることがあります。		
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●先着順ではありません。</li> <li>●定員などの都合により入所できない場合もあります。</li> <li>●入所仮承諾または不承諾通知は12月ごろ郵送する予定です。</li> <li>●案内・申込書などはこども福祉室や各保育所・認定こども園でも配布しています。</li> <li>●9月2・3・4日に申し込みができない人は、<b>9月5日(木)～30日(月)</b>の開庁時間にこども福祉室(4番窓口)で受け付けます。</li> </ul>		

町ホームページでダウンロードできます。



**入所の基準**

保護者および同居の親族全員が①～⑤のいずれかに該当するため、家庭で保育できない場合。

- ① 家庭外で仕事をしている
- ② 家庭内で当該児童と離れて日常の家事や育児以外の仕事をしている
- ③ 妊娠中または出産後間もない(出産前後2カ月まで)
- ④ 病気やけがをしているか、心身に障害がある
- ⑤ 同居の親族に病人などがいて、常に介護にあたっている

**現在入所中で令和2年度以降も引き続き保育を希望する人**

継続申込書と父母の就労証明書を各保育所・認定こども園に提出してください。  
※継続申込書は9月ごろ各保育所・認定こども園を通じて配布する予定です。

▼問い合わせ先  
健康福祉課 こども福祉室  
☎26・2248(直通)